

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	防犯施設整備事業			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	防犯対策の推進		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	12	
	根拠法令・個別計画	板倉町安全で安心なまちづくりの推進に関する条例			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	防犯灯の適切な管理を行い、町を明るくすることで、犯罪の発生を未然に防ぎ、安全・安心なまちづくりを推進する。			
内容及び実施方法	町内の防犯灯の適切な管理(新設・修繕及び電気代の支払い)を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		10,004	9,839	10,945	8,278		
	内訳	修繕料ほか		255	1,202	614	584	
		工事請負費		1,959	2,182	2,211	755	
		光熱水費		7,790	6,195	6,791	6,939	
		備品購入費			260	1,329	0	
		②人件費		367	1,082	362	702	
	正職	事業に要する従事割合		0.05	0.15	0.05	0.1	
		人件費		367	1,082	362	702	
		臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0.00
	人件費			0	0	0	0	
③総事業費		10,371	10,921	11,307	8,980			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		10,371	10,921	11,307	8,980		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	防犯灯新設等灯数	基	56	32	15	18
防犯灯修繕灯数	基	53	57	32	32	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	新設等基數/要望數(調査等で必要と判断できら箇所)×100	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	危険箇所に防犯灯を設置し、一定の防犯効果があると判断できる。	
事業の達成状況	概ね達成できている。	
事業実施における課題等	特になし。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	町民生活の安全安心に直結する事業であり、適正に新設、修繕を実施していく。
	今後の方向性・改善案等	犯罪の未然防止のため、適正管理に努める。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	交通安全運動推進事業			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	交通安全への取組		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	13	
	根拠法令・個別計画	交通安全対策基本法・群馬県交通安全条例・板倉町交通安全条例			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	交通安全意識の啓蒙啓発を図ることで交通事故を防止し、安全・安心なまちづくりを行う。			
内容及び実施方法	交通安全運動をととして広く町民へ交通安全意識の啓蒙啓発を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		302	215	234	240	
	内訳	消耗品、燃料費、食料費及び稼働費	214	178	148	203	
		自動車損害保険料等	88	37	86	37	
	②人件費		733	1,082	1,086	1,404	
	正職	事業に要する従事割合	0.1	0.15	0.15	0.2	
		人件費	733	1,082	1,086	1,404	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
	③総事業費		1,035	1,297	1,320	1,644	
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	1,035	1,297	1,320	1,644		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	交通安全運動の実施日数	日	40	40	40	40
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	町内での交通事故発生件数 (人身事故+物件事故)	件	182	200	176	156
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	費用の半分を占める啓発品購入費は全額交付金の対象となっており、町の負担が少ない中で各事業を実施できている。	
事業の達成状況	交通安全意識の醸成は、繰り返しとなる地道な啓発活動によって達成できるものであり、概ね達成できている。	
事業実施における課題等	特になし。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	交通事故を減らすには、運転者の意識が重要であり、地道な啓発活動を継続的にしていく。
	今後の方向性・改善案等	交通安全運動は全国的、全県的に実施され、交通事故抑止に寄与している。今後も、効率的、効果的な運動を展開する。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	交通指導員育成事業			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	交通安全への取組		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	13	
	根拠法令・個別計画	板倉町交通指導員設置条例・板倉町交通指導員規則			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	交通指導員の活動をとおりて交通秩序の確立及び交通事故防止に努めてもらうことにより、安全・安心なまちづくりを行う。			
内容及び実施方法	交通安全啓発活動を行うため、警察・交通安全協会などと連携を図り、交通指導員と街頭指導や交通安全教室などを行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		1,560	1,765	2,141	1,990		
	内訳	委員報酬		1,390	1,366	1,286	1,390	
		旅費		109	88	109	98	
		消耗品費及び食料費		21	251	706	482	
		有料道路使用料		20	20	20	4	
		負担金及び補助金		20	40	20	16	
	②人件費		367	1,082	1,086	1,404		
	正職	事業に要する従事割合		0.05	0.15	0.15	0.2	
		人件費		367	1,082	1,086	1,404	
		事業に要する従事割合		0	0	0	0	
臨時	人件費		0	0	0	0		
	③総事業費		1,927	2,847	3,227	3,394		
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		1,927	2,847	3,227	3,394		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	交通指導員人員数	人	11	11	11	11
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
交通指導員年間事業数	回	40	40	40	40	
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	年間を通じて各種行事や交通安全運動時に出務するもので、効果は高い。	
事業の達成状況	予定事業は、すべて達成できている。	
事業実施における課題等	隊員の継続的(最低2期以上)活動を促進したい。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	交通指導員は、交通安全運動等での中心的役割を果たしている。引き続き、啓発活動や立哨活動を担っていただく。
	今後の方向性・改善案等	交通指導員は、街頭指導をはじめ、小学校での交通安全教育の実施等、交通安全施策の根幹を担っていることから、今後も交通指導員活動の充実を図ることが必要である。 令和2年度から非常勤特別職ではなくなるため、対応が必要となる。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	交通関係団体育成事業			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	交通安全への取組		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	13	
	根拠法令・個別計画	交通安全対策基本法 板倉町交通安全条例			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	各種団体に交通事故防止に努めていただくことにより、交通事故を未然に防ぎ、安全・安心なまちづくりを行う。			
内容及び実施方法	各種交通団体に対し、補助金等を交付して支援を行い、活動の促進を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		397	394	392	392		
	内訳	負担金及び補助金		397	394	392	392	
	②人件費		367	721	362	702		
	正職	事業に要する従事割合		0.05	0.1	0.05	0.1	
		人件費		367	721	362	702	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		764	1,115	754	1,094			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		764	1,115	754	1,094		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
補助対象団体数	団体	2	2	2	2
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
各団体の事業数	個	35	35	35	35
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 法令により実施することが義務付けられている。 法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。 税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 社会保障の機能を果たしている。 法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 町民生活上の課題解決に貢献している。 町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 町民の大部分がサービスを受けることができる。 指標の実績値が前年度を上回っている。 事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	<ul style="list-style-type: none"> 町民一人あたりのコストは適正である。 事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 受益者負担や補助等の割合に問題はない。 町で実施する方が民間委託より適している。 コスト削減の余地はない。
	費用対効果	問題なし。安定して効果を上げている。
	事業の達成状況	予定事業を達成している。
	事業実施における課題等	特になし。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	交通安全運動等の活動を行うにあたっては、各種交通団体の協力なしには成り立たない。引き続き支援をしていきたい。
	今後の方向性・改善案等	交通安全思想の普及啓発を図るため、各種交通団体の果たす役割は大きいことから、引き続き支援をしていきたい。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	交通安全施設及び環境整備事業			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	交通安全への取組		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	13	
	根拠法令・個別計画	交通安全対策基本法・板倉町交通安全条例			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	各種交通安全施設を整備して交通環境を整えることにより、道路利用者の安全性を確保し交通事故を未然に防ぎ、安全・安心なまちづくりを行う。			
内容及び実施方法	カーブミラーや路面警戒標示等の交通安全施設を整備し、交通環境を整えることにより、交通事故を未然に防ぐ。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		2,296	2,242	1,446	2,290	
	内訳	工事請負費ほか	2,296	2,242	1,446	2,290	
	②人件費		367	1,082	1,086	1,404	
	正職	事業に要する従事割合	0.05	0.15	0.15	0.2	
		人件費	367	1,082	1,086	1,404	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		2,663	3,324	2,532	3,694		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	2,663	3,324	2,532	3,694		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	道路反射鏡新設及び修繕件数	件	22	24	15	21
道路警戒標示新設及び修繕件数	件	9	8	2	4	
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	要整備箇所に対する新規・修繕実施数の割合	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	費用対効果による評価に適さない。	
事業の達成状況	十分に達成されている。	
事業実施における課題等	特になし。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	今後も危険箇所について随時対策を行っていく必要がある。
	今後の方向性・改善案等	交通事故防止に交通安全施設の維持整備は不可欠であることから、今後も、効率的かつ効果的な整備を実施する。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	町営駐車場運営事業			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	公共交通の整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	13	
	根拠法令・個別計画	板倉町駐車場条例・板倉町駐車場条例施行規則			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	板倉東洋大前駅利用者の利便性と駅周辺の円滑な交通を確保すると共に、交通機関の充実を図ることで、ニュータウンの販売促進並びに地域の活性化を推進する。			
内容及び実施方法	板倉東洋大前駅利用者の利便性と駅周辺の円滑な交通を確保するため、定期利用(月極)と一日利用の町営駐車場の運営及び管理を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		1,507	2,351	2,347	2,376		
	内訳	消耗品費、修繕料及び電話通信料		539	375	168	280	
		施設維持管理委託料		933	957	941	951	
		システム使用料及び不動産借上料		0	1,019	1,223	1,120	
		工事請負費		0		0		
		還付金・負担金		35		15	25	
	②人件費		1,100	1,082	1,086	2,107		
	正職	事業に要する従事割合		0.15	0.15	0.15	0.3	
		人件費		1,100	1,082	1,086	2,107	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
人件費			0	0	0	0		
③総事業費		2,607	3,433	3,433	4,483			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	駐車場利用料		24,187	22,621	21,533	19,700		
	一般財源		-21,580	-19,188	-18,100	-15,217		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
管理駐車場数	箇所	1	1	1	1
利用可能台数(一時利用)	台	124	124	124	124
利用可能台数(定期利用)	台	198	198	198	198
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
1日あたりの利用者数	人	240	200	220	190
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
	✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	駅利用者の利便性を確保すると同時に、料金収入が得られるため、効果は高い。	
事業の達成状況	概ね達成できている。	
事業実施における課題等	特になし。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	駅利用者の利便性を確保するため、維持継続する。
今後の方向性・改善案等	利用者の声に応じて、一層の利便性の向上を図っていく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	大箇野川除塵機操作事業			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	道路網の整備と河川の管理		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		8	3	1	
	根拠法令・個別計画	大箇野川除塵機操作事業			
	実施運営方法	全部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	大箇野川サイフォンの通水断面を確保することにより、大箇野川の内水氾濫を防ぎ流域住民の生命及び財産を守ることを目的とする。			
内容及び実施方法	河川管理者(群馬県知事)との協定に基づき、大箇野川除塵機のパトロール及び塵芥の堆積があった場合は、機械操作を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		80	415	378	678		
	内訳	消耗品		0				
		委託費		80	415	378	678	
	②人件費		220	72	145	140		
	正職	事業に要する従事割合		0.03	0.01	0.02	0.02	
		人件費		220	72	145	140	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		300	487	523	818			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金		227	423	441	600		
	地方債							
	一般財源		73	64	82	218		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
パトロール回数	回	30	31	30	30
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
指標で表せない成果・効果 台風等の豪雨において、パトロールを実施し、除塵機運転操作を行い河川の通水断面を確保し内水氾濫を防いでいる。また、平常時においては、定期的に運転点検を行っている。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	気象状況によってパトロール回数が変動するため、過年度実績をもとに委託金額を設定して年間契約を締結していることから、費用対効果はほぼ一定である。	
事業の達成状況	台風等による豪雨時に除塵機を運転操作することで大箇野川の内水氾濫を防止しており、事業目的は達成している。	
事業実施における課題等	特になし。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	終了	令和2年度より、邑楽土地改良区への委託事業となったため終了
	今後の方向性・改善案等	

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	館林地区消防組合負担金(常備消防)			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	防災体制の整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		9	1	1	
	根拠法令・個別計画	消防組織法、館林地区消防組合規約			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	館林地区消防組合が火災及び救急並びに災害対応を迅速に行うことで、町民の安全安心な生活を実現することを目的とする。			
内容及び実施方法	館林地区消防組合に対し常備消防に係る負担金を支出し、常備消防の人員・資機材の充実を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		232,790	229,336	230,991	231,967	
	内訳	負担金	232,790	229,336	230,991	231,967	
	②人件費		367	361	362	702	
	正職	事業に要する従事割合	0.05	0.05	0.05	0.1	
		人件費	367	361	362	702	
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		233,157	229,697	231,353	232,669		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源	233,157	229,697	231,353	232,669		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
火災・救急出動回数	回	640	583	604	650
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
火災損害額	千円	23	1,543	115,168	514
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	費用対効果による評価に適さない。	
事業の達成状況	達成されている。	
事業実施における課題等	特になし。	

方向性の判定	方向性の判定理由
維持継続	町民の生命・財産を守る上で、必要不可欠な事業である。
今後の方向性・改善案等	町民の生命・財産を守る上で、必要不可欠な事業である。今後も継続して一市四町による事務組合で効率的な運営を図る。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	館林地区消防組合負担金(非常備消防)			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	防災体制の整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		9	1	2	
	根拠法令・個別計画	消防組織法、館林地区消防組合同規約、館林地区消防組合消防団条例			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	組合常備消防が行う管内の火災及び災害対応を支援することで、町民が安全安心な生活を営むことを目的とする。			
内容及び実施方法	館林地区消防組合に対し非常備消防(消防団)に係る負担金を支出し、非常備消防の人員・資機材の充実を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		21,454	25,304	23,259	22,572		
	内訳	負担金		21,454	25,304	23,259	22,572	
	②人件費		733	721	724	1,053		
	正職	事業に要する従事割合		0.1	0.1	0.1	0.15	
		人件費		733	721	724	1,053	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		22,187	26,025	23,983	23,625			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		22,187	26,025	23,983	23,625		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	板倉消防団員数	人	103	103	103	103
業績	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	団員定数維持率	%	100	100	100	100
指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 ・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。 ・町民の大部分がサービスを受けることができる。 ・指標の実績値が前年度を上回っている。 ・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。 ・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 ・受益者負担や補助等の割合に問題はない。 ・町で実施する方が民間委託より適している。 ・コスト削減の余地はない。
	費用対効果	費用対効果による評価に適さない。
	事業の達成状況	達成されている。
	事業実施における課題等	消防団員の確保が年々難しい状況となっている。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	町民の生命・財産を守る上で、必要不可欠な事業である。
	今後の方向性・改善案等	町民の生命・財産を守る上で、必要不可欠な事業である。消防団員の処遇改善、環境整備を行い、地域の防災力強化に努める。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	館林地区消防組合負担金(消防施設)			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	防災体制の整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		9	1	3	
	根拠法令・個別計画	消防組織法、館林地区消防組合格約			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	防火水槽、消火栓及びポンプ車等の整備・維持管理を行うことで、緊急時対応が的確迅速にでき、町民が安全安心な生活を営むことを目的としている。			
内容及び実施方法	館林地区消防組合に対し施設整備に係る負担金を支出し、緊急時の水利・車両の充実を図る。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		12,005	14,529	8,464	6,226		
	内訳	負担金		12,005	14,529	8,464	6,226	
	②人件費		73	72	72	421		
	正職	事業に要する従事割合		0.01	0.01	0.01	0.06	
		人件費		73	72	72	421	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
		人件費		0	0	0	0	
③総事業費		12,078	14,601	8,536	6,647			
財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	一般財源		12,078	14,601	8,536	6,647		

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
	水利(防火水槽・消火栓)箇所数	箇所	486	484	494	494
	水利施設(防火水槽・消火栓)ライン工事箇所	箇所	83	0	10	0
成果指標名		単位	H28	H29	H30	R1
指標で表せない成果・効果 緊急時に備え、万全な整備を推進していく。						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。 ・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。 ・社会保障の機能を果たしている。 ・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。 ・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。 ・指標の実績値が前年度を上回っている。 ・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。 ・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。 ・受益者負担や補助等の割合に問題はない。 ・町で実施する方が民間委託より適している。 ・コスト削減の余地はない。
	費用対効果	費用対効果による評価に適さない。
	事業の達成状況	達成されている。
	事業実施における課題等	特になし。

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	火災発生時には、必要不可欠な施設であり、継続して設置していく。
	今後の方向性・改善案等	現在の施設を適正に管理すると共に、地域の安全安心を確保するため、必要な施設の新設・更新を行う。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	防災対策事業			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	防災体制の整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		9	1	4	
	根拠法令・個別計画	災害対策基本法、水防法、板倉町地域防災計画			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	災害から町民の生命・財産を守るため、防災意識向上の啓発及び町の防災体制・防災施設を整備する。			
内容及び実施方法	災害による住民の生命を守るため、住民避難訓練及び総合防災訓練を実施する。 防災啓発のため、防災講習会及び水防学校を実施する。 災害時に備えた備蓄品の配備、防災施設の整備及び防災機器の維持管理を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
事務事業に投入した経費	①事業費		6,743	4,653	2,916	4,453	
	内訳	需用費	4,232	3,240	2,860	2,249	
		委託費	1,483	578	16	203	
		使用料及び賃借料	0	0	0	0	
		備品購入費	993	451	0	522	
		その他	35	384	40	1,479	
	②人件費		6,600	6,493	5,794	3,511	
	正職	事業に要する従事割合	0.9	0.9	0.8	0.5	
		人件費	6,600	6,493	5,794	3,511	
		臨時					
事業に要する従事割合		0	0	0	0		
	人件費	0	0	0	0		
③総事業費		13,343	11,146	8,710	7,964		
財源内訳	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	一般財源		13,343	11,146	8,710	7,964	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
防災講習会実施回数	回	15	16	16	5
水防学校開催回数	回	3	3	3	3
避難訓練実施回数	回	1	1	1	1
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
指標で表せない成果・効果					
防災意識の向上を図るため、行政区等を対象とした防災講習会及び小学4年生を対象とした水防学校を実施しているほか、住民が災害時に迅速な避難行動をとることができるよう、全町民を対象とした住民避難訓練を毎年実施している。 また、万一の災害に備え、防災備蓄物資の定期的入替及び追加をすることで計画的に備蓄量の増加を図りつつ、防災機器の維持管理及び防災施設等を整備することで町防災体制の充実化を図っている。					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	防災対策事業は町の責務を果たすものであり、費用対効果で評価すべき事業ではないと考えられる。	
事業の達成状況	防災講習会や住民避難訓練による町民の防災意識の向上、防災備蓄物資の整備の充実化を図り、防災体制を強化した。	
事業実施における課題等	防災備蓄物資の十分な備蓄量を整備するためには、新たな保管場所の確保が必要である。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	町民の防災意識啓発及び防災備蓄物資の整備等は、防災体制を強化するために必要不可欠であることから、今後も継続して計画的に実施する。
	今後の方向性・改善案等	防災施設(避難地型拠点、防災ラジオ)整備の推進と併せて町民の防災意識啓発に継続して努めるとともに、近隣自治体との相互応援体制を確立することにより、防災体制の総合的な強化を図る。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	消防後援会助成事業			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	防災体制の整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	1	10	
	根拠法令・個別計画	板倉町消防後援会会則			
	実施運営方法	直営	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	歳末特別警戒時等の消防団活動に対する支援、消防団員及びその家族に対する慰安、婦人防火クラブへの活動助成等により、消防団活動の活性化に寄与する。			
内容及び実施方法	消防団員及びその家族の慰安、歳末特別警戒時の激励、婦人防火クラブ活動への助成等により、火防、水防における消防団等の活動を地域主体で支援する。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		256	272	230	321			
	内訳	使用料及び賃借料		0					
		負担金、補助及び交付金		256	272	230	321		
	②人件費		367	216	217	492			
	正職	事業に要する従事割合		0.05	0.03	0.03	0.07		
		人件費		367	216	217	492		
		臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
			人件費		0	0	0	0	
③総事業費		623	488	447	813				
財源内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	一般財源		623	488	447	813			

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
家族慰安会の開催数	回	1	1	1	1
消防団員数	人	103	103	103	103
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
家族慰安会の参加者数	人	200	200	200	160
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	本事業の協賛金募集に伴う資料を直営で作成することにより事務費を削減した分、費用対効果が向上している。	
事業の達成状況	主要事業である消防団員及び家族慰安会の参加者が年々増加しており、本事業の目的を十分に達成している。	
事業実施における課題等	消防団員・家族慰安会は消防団と協議のうえ実施しているが、上記のとおり参加者が年々増加しているとはいえ、事業内容がマンネリ化している傾向にある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	消防団員の士気を高揚し、その家族からも理解・協力を得ることは、消防団活動を支援する上で必要なことである。
	今後の方向性・改善案等	消防団員の環境整備のため必要な事業であることから、継続して実施していく。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	広域防災情報伝達システム事業			
	担当部署	総務課 安全安心係	事業期間	平成28年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	防犯対策の推進		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		9	1	4	
	根拠法令・個別計画	板倉町防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱			
	実施運営方法	直営	事業の性質	自主事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	町民の生命、財産を守る災害対策として、特に人的被害を最小限に止めるために、正確な情報をいち早く住民に伝達し避難行動を促す。			
内容及び実施方法	災害関連情報の広報を迅速かつ的確に行うため、同報系(一斉に情報を伝える)防災行政無線による戸別受信機(防災ラジオ)を住民登録世帯の世帯主、事業所等に貸与し、国民保護、防災、防犯関係等の情報伝達を行っている。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考		
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	181,266	8,219			
	内訳	郵便運搬料				132	0		
		委託料				0	6,231		
		工事請負費				94,392	0		
		備品購入費				86,742	1,988		
	②人件費		0	866	3,259	1,124			
	正職	事業に要する従事割合		0	0.12	0.45	0.16		
		人件費		0	866	3,259	1,124		
		臨時	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
			人件費		0	0	0	0	
③総事業費		0	866	184,525	9,343				
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0			
	県支出金		0	0	0	0			
	地方債		0	0	180,900	0			
	一般財源		0	866	3,625	9,343			

業績	活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
	送配信局設備	箇所			1	1	
	成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1	
	戸別受信機	台			4,581	100	
	指標で表せない成果・効果						

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	町民の生命、財産を守る情報伝達手段であるため、費用対効果で評価すべき事業ではないと考える。	
事業の達成状況	令和元年5月1日から運用を開始し、特に10月の台風第19号の際は、防災ラジオが町からの避難勧告・避難指示などの情報伝達に絶大な効果を発揮した。	
事業実施における課題等		

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	今後も町民の生命、財産を守る災害対策として町が事業を継続する。
	今後の方向性・改善案等	今後も町民の生命、財産を守る災害対策として町が事業を継続する。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	自衛官募集事務			
	担当部署	住民環境課 戸籍年金係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	その他		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		2	3	1	
	根拠法令・個別計画	自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第115条、116条及び118条から120条			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	自衛官募集活動の推進のため、町住民に自衛官募集の広報周知と板倉まつりの啓発活動等を実施し、入隊希望者の増員を図る。群馬県自衛隊地方本部太田支部との連携により、自衛官の活動状況を住民に周知することで、自衛官の重要性を理解していただく。			
内容及び実施方法	自衛隊法に基づく自衛官募集事務を行う。 ・「広報いたくら」への自衛官募集事項の掲載 ・「板倉まつり」での啓発活動 ・庁舎窓口でのパンフレット配布 ・成人者へのパンフレット配布 ・のぼり旗設置 ・板倉高校・東洋大学へ募集広告付きのウェットティッシュ配布				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
内訳	①事業費		20	26	15	15	
	需用費		17	23	15	15	
	負担金		3	3	0	0	
	役務費		0	0	0	0	
正職	②人件費		367	361	724	702	
	事業に要する従事割合		0.05	0.05	0.1	0.1	
	人件費		367	361	724	702	
	臨時		0	0	0	0	
財源内訳	事業に要する従事割合		0	0	0	0	
	人件費		0	0	0	0	
	③総事業費		387	387	739	717	
	国庫支出金		27	30	28	26	
財源内訳	県支出金						
	地方債						
	一般財源		360	357	711	691	

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
自衛官募集広報周知回数	回	4	3	4	4
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
自衛隊新入隊者数	人	0	0	0	0
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
		・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
		・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
		・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	国の自衛官募集事務委託費での事業で、実施するに当たり適正な費用である。	
事業の達成状況	継続して実施する事業である。	
事業実施における課題等		

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	法定受託事務である。
	今後の方向性・改善案等	法律に基づく事務であるので、続けるべき事務である。板倉町自衛隊家族会員へ募集協力を依頼し、より一層、自衛官募集を推進する。活発な募集活動を実施し1人でも多くの自衛官の確保に努める。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	要介護者避難支援プラン			
	担当部署	健康介護課 介護高齢係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	防災体制の整備		
	会計区分	-			
	会計科目	款	項	目	
		-	-	-	
	根拠法令・個別計画	板倉町災害時要介護者避難支援プラン			
	実施運営方法	直営	事業の性質	義務的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	災害発生時における災害時要介護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要介護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本町における災害時要介護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにし、地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。			
内容及び実施方法	毎年度、避難行動要支援者支援プランの対象となる者を把握し、避難行動要支援者リストを作成する。対象者は、下記のとおりであり当係では(1)及び(5)を担当する。 (1)介護保険における要介護者:要介護3以上 (2)身体障害者:身体障害者手帳1・2級 (3)知的障害者:療育手帳A (4)精神障害者:精神保健福祉手帳1級 (5)75歳以上の高齢者:ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考	
事務事業に投入した経費	①事業費		0	0	0	0		
	内訳							
	②人件費		367	548	917	904		
	正職	事業に要する従事割合		0.05	0.05	0.1	0.1	
		人件費		367	361	724	702	
	臨時	事業に要する従事割合		0	0.1	0.1	0.1	
		人件費		0	188	193	201	
③総事業費		367	548	917	904			
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0		
	県支出金		0	0	0	0		
	地方債		0	0	0	0		
	一般財源		367	548	917	904		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
要介護者におけるひとり暮らし高齢者数	人	56	15	9	12
75歳以上のひとり暮らし高齢者数	人	205	230	233	230
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
75歳以上のひとり暮らし高齢者における要介護者	%	27	7	4	5
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
	✓	・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
	✓	・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
	✓	・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
	✓	・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
	✓	・町民の大部分がサービスを受けることができる。
	✓	・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
3. 効率性の評価		
✓	・町民一人あたりのコストは適正である。	
✓	・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。	
✓	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
✓	・町で実施する方が民間委託より適している。	
✓	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	費用は職員の人件費のみである。対象者への通知だけでなく、正規職員と臨時職員を組み合わせ、直接訪問により本事業の説明を行っている。	
事業の達成状況	対象者のうち避難行動要支援者支援プラン作成希望者及び関心がある者に対し、直接訪問し、本事業及び防災について説明しており、防災意識の高揚にも貢献している。	
事業実施における課題等	引き続き直接訪問等により、ひとり暮らし高齢者だけでなく、その家族にも本事業及び当町における防災意識の啓発を浸透させていく必要がある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	町防災担当の総務課及び災害時要介護者の障害者要件担当である福祉課と連携し、板倉町地域防災計画及び板倉町避難行動要支援者支援プランに則って、本事業も継続していく必要がある。
	今後の方向性・改善案等	防災意識及び災害時対応力を地域全体で高めて、最終的には行政の関与や避難支援プランの作成がなくても、地域や家族での助け合いにより要介護者であっても迅速かつ確実に避難できるような住民互助の体制づくりが必要であると思われる。

事業No.	
-------	--

令和2年度 事務事業評価シート(令和元年度事後評価)

事業の概要	事務事業名	木造住宅耐震改修促進事業			
	担当部署	都市建設課 計画管理係	事業期間	平成24年度～	
	中期事業推進計画	基本目標	安全・安心のまちづくり 【防災・防犯】		
		施策	防災体制の整備		
	会計区分	一般会計			
	会計科目	款	項	目	
		8	5	1	
	根拠法令・個別計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律、板倉町耐震改修促進計画			
	実施運営方法	一部委託	事業の性質	選択的事務	
	目的 (受益者と意図を明確に)	町民 旧耐震基準(昭和56年5月以前)で建築された建築物は、耐震性が不十分な場合がある。耐震性の向上と減災化を図るため、耐震診断を実施して耐震性を確認したり、耐震診断の結果、耐震性が不十分な場合には建築物の耐震改修を実施する。			
内容及び実施方法	町内の住宅・建築物の耐震化率の向上と減災化を図るため、旧耐震基準で建築された町内の木造住宅に対して、群馬県建築士事務所協会に属する耐震診断者を派遣して非破壊による耐震診断を実施するほか、耐震改修に要する費用の一部について補助する。併せて、耐震改修を促進するため、相談会を実施するなど啓発を行う。				

		(単位:千円)	H28	H29	H30	R1	備考
①事業費			94	156	128	223	
	内訳	食糧費	1	1	4	4	
		耐震診断者派遣委託料	62	93	0	93	
		住宅相談会委託料	31	62	124	126	
		耐震改修補助金	0	0	0	0	
②人件費		1,247	1,226	2,969	1,475		
正職	事業に要する従事割合	0.17	0.17	0.41	0.21		
	人件費	1,247	1,226	2,969	1,475		
	臨時	事業に要する従事割合	0	0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
③総事業費		1,341	1,382	3,097	1,698		
財源内訳	国庫支出金	45	76	61	107		
	県支出金	0	0	0	0		
	地方債						
	一般財源	1,296	1,306	3,036	1,591		

活動指標名	単位	H28	H29	H30	R1
木造住宅耐震相談会	件	1	2	2	2
広報紙等による啓発	回	3	3	3	3
成果指標名	単位	H28	H29	H30	R1
木造住宅耐震診断者派遣件数	件	2	3	0	3
木造住宅耐震改修件数	件	0	0	0	0
指標で表せない成果・効果					

事務事業の評価	1. 必要性の評価	
		・法令により実施することが義務付けられている。
	✓	・法令に定められた町の責務を具体化して実施する事業である。
		・税金で実施するにふさわしい事業で、町民への説明責任も果たせる。
		・社会保障の機能を果たしている。
		・法的な問題があり、行政がやるべき事業。(民間に類似サービスはない)
	2. 有効性の評価	
	✓	・町民生活上の課題解決に貢献している。
		・町民に具体的に説明できるような成果があがっている。
		・町民の大部分がサービスを受けることができる。
		・指標の実績値が前年度を上回っている。
		・事業の目的が達成できるような事業内容になっている。
	3. 効率性の評価	
	✓	・町民一人あたりのコストは適正である。
		・事業の質を落とさずに、コスト削減が進んでいる。
	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。	
	・町で実施する方が民間委託より適している。	
	・コスト削減の余地はない。	
費用対効果	周知はしているが、改修実績がなく効果があるとは言えない。	
事業の達成状況	周知・啓発を年に2～3回実施しているが、参加実績は少ない。	
事業実施における課題等	震度7程度の大地震に対する備え(耐震関係)を周知する必要がある。	

評価結果	方向性の判定	方向性の判定理由
	維持継続	引き続き、周知・啓発を行う。
	今後の方向性・改善案等	まずは自宅の耐震強度を知っていただくことが重要なことから、耐震相談会や簡易耐震診断を受けていただくよう、重要性について周知していく。